

◆参考

まちづくりプラットフォーム運用規程

2019年12月改正

第1条 有識者登録

一、まちづくりプラットフォームでは有識者の登録を以下の方法で実施する。

- ① 日本都市計画学会中部支部が学会員の中から有識者として行政の要請に応じて参画できる人材の名簿を登録する。その際、対象となる学会員に対して、まちづくりプラットフォームにおける紹介と協力要請の可能性について了承を得ることを必要とする。
- ② 中部7県3政令市の都市計画部局や外郭団体（以下「問い合わせ機関」という）は、県および市町村のOB職員の中から有識者として行政の要請に応じて参画できる人材の名簿を登録する。その際、対象となるOB職員に対して、まちづくりプラットフォームにおける紹介と協力要請の可能性について了承を得ることを必要とする。
- ③ 登録名簿は、日本都市計画学会中部支部行政連携委員会の事務局で集約し、中部7県3政令市のすべての有識者のデータベース（以下「有識者個人情報ファイル」という）を作成する。事務局は中部7県3政令市の問い合わせ機関に個人情報ファイルを送付する。

第2条 有識者案内

- 一、まちづくりプラットフォームに登録された有識者個人情報ファイルは、問い合わせ機関にて保有・管理する。
- 二、中部7県市町村が閲覧を希望する場合は、閲覧を行い、必要な助言等を行う。
- 三、日本都市計画学会中部支部HPへ有識者リストおよび有識者照会方法等について掲載する。

第3条 有識者照会・回答

- 一、中部7県市町村が有識者リストの中から選定した有識者に対して協力要請を希望する場合は、当該市町村が所属する県等の問い合わせ機関（窓口担当者）に【様式1】の有識者紹介申込書により申し込み、窓口担当者が有識者に対し協力を要請する。ただし、他の県・政令市の有識者リスト（行政OB等）から有識者を選定し協力を要請する場合は、申し込み自治体の所属する県は有識者を登録した県・政令市の窓口担当者と協議を行ったうえで、有識者に対し協力を要請する。
- 二、協力を要請された有識者は、要請された県・政令市に対し、遅滞なく協力の可否を回答するとともに、協力を辞退した場合はその理由を回答に添付する。

第4条 有識者活用結果報告

- 一、有識者リストの中から選定した有識者に対して協力を要請した市町村は、活用案件が修了後に当該市町村が所属する県の問い合わせ機関（窓口担当者）あてに、その結果を【様式2】の有識者活用報告書により報告することが望ましい。
- 二、中部7県3政令市の問い合わせ機関（窓口担当者）は、有識者活用結果の報告を受けたときは直ちにその写しを事務局へ送付する。